

令和2年第4回農業委員会総会

1 日 時 令和2年4月28日(火)
午前9時55分～午前10時30分

2 場 所 大竹市役所5階第1委員会室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	7	田中 博幸
2	小川 裕希恵	9	橋村 實男
3	古木 麻知子		
4	島原 順二		
6	正木 静夫		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
8	農業委員 竹端 只雄		
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局書記	早川 正二		

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	承認第1号	専決処分の承認について (人事異動に伴う解任及び任命)
日程第2	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第4号	非農地証明の申請について
日程第4	議案第5号	大竹市農用地利用集積計画(第91期) の決定について
日程第5	議案第6号	農地法等に基づく大竹市農業委員会の 処分に係る審査基準等の改正について
日程第6	報告第4号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第7	報告第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第4回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は10名中8名で定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、3番古木麻知子委員、4番島原順二委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1承認第1号専決処分の承認についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、承認第1号専決処分の承認についてを説明いたします。

議案書は2ページをご覧ください。去る4月1日付けの人事異動において農業委員会事務局長の小田健治さんが建設部監理課長に着任され農業委員会事務局主幹兼農地係長の住田実喜男さんが市民生活部市民税務課大竹支所長へ異動されました。

農業委員会事務局長といたしまして、事務局主幹から前田新吾さんが昇格することとなりました。また後任の事務局には、総務部総務課秘書係長から、事務局長補佐として野島史雄さんが、市民生活部環境整備課から、事務局主幹兼農地係長に川本義典が着任することとなりました。

本来なら農業委員会総会を招集し、その職の解任辞令並びに農業委員会事務局の任命辞令の交付につきまして、農業委員の皆様方にご協議をお願いするところですが、この人事異動の辞令が4月1日付けでございましたので、大竹市農業委員会規程第5条第1項第3号の規定によりまして会長において専決処分をさせていただきましたので、ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、承認することに決してご異議ございませんか。

（異議なしの声）

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については承認することに決定されました。

続きまして、日程第2議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議

題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は3ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は大竹市白石一丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は山口県岩国市の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さんです。申請地は、白石一丁目〇〇番〇〇、面積は32㎡です。

申請地は平成30年2月26日に開催された平成30年第2回農業委員会総会でご報告しました土地です。この土地は、このたびの譲渡人の株式会社〇〇が申請地付近にあります〇〇番〇〇、〇〇番〇〇等の土地を分譲宅地にするにあたり、進入路拡幅が必要となったため取得しています。しかしその後、この宅地計画がご破算となり、今回の申請地である土地が農地のままであるため、会社という法人でこのまま農地として所有することができないことから、このたび〇〇さんとの間で売買の話がまとまったと聞いています。譲受人の〇〇さんが提出された営農計画書にも書かれていますが、今後大根などの野菜を作ると聞いております。

なお、5ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

それでは、本件について、地区担当委員代理の説明を求めます。4番島原委員お願いいたします。

島原委員

事務局より説明のあったとおり何も問題ないと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については、申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第3議案第4号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第4号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は6ペー

ジ、地図は7ページをご覧ください。

申請地は、立戸二丁目〇〇番〇〇，登記地目は田，現況は宅地，面積は33㎡の土地です。申請人は，広島市佐伯区楽々園五丁目の〇〇 〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和42年9月6日となっています。場所は，玖波青木線より西側の総合市民会館裏に抜ける市道に面しています。かい廃年月日については，建物の建築年を記載しており，建築年は，申請人に根拠資料として提出していただきました登記記載事項証明書の写しで確認しております。現在2階建ての住宅が建っています。この住宅が建っている主たる地番が〇〇番〇〇ですが，申請地の地番が公図にないことから，公図訂正を行い，申請地が宅地として利用されていることとなり，今回の申請に至ったものです。

広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると，今回の申請地は，昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地となるものの，転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており，農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされておりますので，本案件は該当する事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

廣兼会長

それでは，本件について，地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

4月20日調査に参りました。現地には既に家があり，隣は空き地ですが駐車場となっているため，支障はないと思います。以上です。

廣兼会長

続きまして，本件について現地調査員の意見を求めます。3番古木委員お願いいたします。

古木委員

橋村委員が述べたように問題はないと判断しました。以上です。

廣兼会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして，申請のとおり証明することに決して，ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので，本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして，日程第4の議案第5号大竹市農用地利用集積計画第91期の決定に

ついてを議題といたします。本件の順位1および順位2につきましては、島原委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

(島原委員退室)

廣兼会長

それでは、まず、本件の順位1および順位2について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第5号大竹市農用地利用集積計画第91期の決定についてにつきまして、4月10日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、順位1よりご説明いたします。議案書は10ページと11ページ、地図は14ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、後原にお住まいの〇〇 〇〇さん。利用権を設定する方は奥谷尻にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は奥谷尻下向井〇〇-〇〇外2筆で、面積は合計1,502㎡、利用権の種類は賃貸借で、借賃は10aあたり年間1万円です。〇〇さんは〇〇の代表者の一人で、申請地を借り受けて耕作してまいりましたが、この4月30日で契約切れとなるため令和3年4月30日まで、1年間の継続で契約を結ぶものです。

続いて順位2ですが、議案書は12ページと13ページ、地図は14ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、順位1と同じく〇〇 〇〇さん。利用権を設定する方は奥谷尻にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は奥谷尻下向井〇〇外2筆で面積は合計1,608㎡、利用権の種類は賃貸借で借賃は10aあたり年間1万円です。

順位1と同じく申請地を借り受けて耕作してまいりましたが、こちらもこの4月30日で契約切れとなるため、新たに令和3年4月30日まで、1年間の継続で契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。7番田中委員お願いいたします。

田中委員

4月20日現地確認を行いました。現地は適切に管理されており何も問題はないと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか
(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件の順位1および順位2については計画のとおり決定されました。

(島原委員入室)

廣兼会長

島原委員にお伝えします。本件の順位1および順位2については計画のとおり決定されました。

廣兼会長

引き続きまして、順位3以降について事務局より説明を求めます。

事務局(川本)

それでは、順位3をご説明いたします。議案書は15ページと16ページ、地図は17ページになります。利用権の設定を受ける方は、松ヶ原町にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は玖波二丁目にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は松ヶ原町字半田〇〇-〇〇で現況地目は田、面積は1,382㎡、利用権の種類は使用貸借です。

継続の契約で令和5年4月30日まで、新たに3年間の契約を結ぶものです。

続きまして順位4をご説明します。議案書は18ページと19ページ、地図は20ページになります。利用権の設定を受ける方は、松ヶ原町の〇〇 〇〇さん。利用権を設定する方は、松ヶ原町の〇〇 〇〇さんです。

申請地は、松ヶ原町字半道〇〇番〇〇外6筆で、面積は合計4,032㎡。利用権の種類は使用貸借です。この利用権設定は、例年3月に審議依頼がありましたが、本年は両者の間に合意があったものの、書類が整うのに時間を要したため、この時期になったものです。現地は、水稻耕作するところとこれから野菜作りをする予定のところとなっています。また、利用権を設定する〇〇 〇〇さんの意向により利用権設定期間が令和2年11月30日までの契約を結ぶものとなっています。

続きまして、順位5をご説明いたします。議案書は21、22ページ、地図は23ページになります。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町後原の〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は、同じく栗谷町後原の〇〇 〇〇さんです。

申請地は、栗谷町後原字大下〇〇番〇〇ほか1筆で、面積は2,452㎡、利用権の種類は賃貸借で借賃は物納です。申請地を借り受けて耕作してまいりましたが、4月30日で契約期間が満了となることから、新たに令和8年4月30日までの6年間の契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。まず、順位3及び順位4については私が発言させていただきます。次に順位5は4番島原委員に、発言をお願いいたします。

廣兼会長

順位3につきましては、〇〇さんが〇〇さんの土地を引き続き耕作をするということで話がまとまりました。高齢になりましたが、休みの日などは息子夫婦と一緒に手伝ってやっておりますので問題ないと思います。

順位4につきましては、貸主の〇〇さんが毎年の利用権にして欲しいということで毎年稲作の期間だけにしておるといことです。よろしく申し上げます。

島原委員

後原の〇〇さんは今年も例年通りやられておりますのでよろしいかと思ます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第5議案第6号農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正についてを議題といたします。

本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第6号についてご説明いたします。議案書24ページになります。また、議案と同封の資料に一部誤りがありましたので改めて資料1，資料2，資料3をお配りしています。

まず初めに、農業委員会が行う農地法に基づく事務処理及び審査についてご説明します。

平成19年4月から広島県条例により県の権限で決定されていた農地法第4条，第5条，第18条などの許可案件について，市町に権限移譲されたことに伴い平成22年4月各市町における運用を統一化し円滑に実施することなどを目的に，広島県が農地法関係事務処理ガイドラインを策定しております。このたび広島県がこのガイドラインを改正したことに伴い農地法等に基づく処分に係る審査基準を大竹市においても審議する必要がありますのでご提案させていただきます。

なお，審査基準は広島県が新たに示した基準と同一にしております。

資料1 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、ホッチキス止めの横長になります資料2 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について新旧対照表、資料3 農地法等に基づく処分に係る審査基準等についてをお配りしております。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。このたびの主要な改正点として、法第4条、第5条関係の許可に係る審査基準の一般基準に、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保という要件を追加するとしています。

具体的には、農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可基準における立地基準に該当する場合であっても、一般基準として不許可事由が定められておりますが、この基準に農業上の効率的かつ総合的な利用の確保として、基盤法第18条第5項の規定による申出があつてから同法第19条の規定による公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を転用することにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合等、公告に至らない段階であっても農地の利用・集積に係る計画に含まれた土地について転用の許可ができない旨を定めたものです。農地転用及び転用目的の許可基準に、農業を継続する形での仮設工作物の設置や一時的な利用においては、通常3年以内であったものを10年以内の期間とするものです。

2つ目ですが、農地等の転用に関する許可基準において国通知に記載された許可条件の追加と許可指令書に添付する注意事項等を明記するものです。

農用地区域内の農地の転用は、原則として許可しないのですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、太陽光発電設備を法面又は畦畔に設置する場合や、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を設置する場合など、農地等への原状回復が容易にできる施設に供する場合に期間を限定して許可することができる」と記載しました。

一時的な利用の期間は、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないようにするため3年以内の期間に限定されますが、その中で営農型発電設備において、認定農業者等担い手が自ら所有する農地又は賃借権その他の使用収益権を有する農地等を利用する場合や、荒廃農地を再生利用する場合は、10年以内の期間とするという形での利用が認められました。

次に資料2をご覧ください。ただいまご説明しましたことを表にしています。右側に現行を左側に改正に分けてどこを改正するか比較し、改正したところを赤字で印字したうえで一覧にしています。ご説明しました1つ目は4ページ目に、2つ目のことは3ページ目にございます。

また、資料3ですが、こちらは、このたび改正したものを取り込んでまとめたものにしております。それぞれ、36ページ、18ページに赤字で記載しております。

以上となります。ご審議をお願いします。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件について、審査基準等を改正することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。本件については審査基準等を改正することに決定されました。
続きまして、これより、日程第6報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いします。

事務局（川本）

それでは、報告第4号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は25ページ、地図は26ページをご覧ください。

届出人は、江田島市の〇〇 〇〇さんです。所在は立戸三丁目〇〇番〇〇と〇〇番〇〇、面積はそれぞれ、76㎡、13㎡です。場所は、立戸青木線から立戸配水池へ向かう途中になります。登記地目は田と畑ですが、現況は道路となっております。現地調査の現況は未舗装の道路でした。

地区担当委員さんからも届出地の横は駐車場であり、周辺は荒地、空き家、倉庫等であり、現状としては進入通路として使用されていることから特に支障になることはないというご意見をいただいております。4月7日にこの届出を受理しております。

順位2について議案書は25ページ、地図は27ページをご覧ください。

届出人は、大竹市新町三丁目の〇〇 〇〇さんです。所在は新町三丁目〇〇番〇〇、面積は72㎡です。場所は、大竹郵便局前交差点を南東に進み、三興化学工業株式会社前の三叉路を右に進んだ先です。添付地番図は令和2年4月1日に〇〇番〇〇から分筆されたもので、地目は畑で、現況も畑となります。現地調査の現況は、休耕状態でした。

地区担当委員さんからも届出地の周辺は住宅地、農地、駐車場等があり、里道に接しており、道路として使用することに支障になることはないというご意見をいただいております。4月9日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

続きまして、日程第7報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第5号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は28ページ、地図は30ページをご覧ください。

譲受人は広島市中区上幟町の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は大竹市東栄一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は北栄〇〇番、面積は366㎡、同じく〇〇番、面積は403㎡。合わせて2筆の農地です。登記地目は2筆とも田ですが、現況は果樹など植えられた畑となっています。転用目的は駐車場にするためです。なお、こちらは3年間の賃貸借の権利設定をすることとなっております。申請地の場所ですが、国道2号線の翠橋交差点付近にある居酒屋八剣伝の海側隣接地になります。周辺は店舗、道路で囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。3月16日にこの届出を受理しております。

続きまして順位2についてご説明いたします。議案書は28ページ、地図は31ページ、32ページをご覧ください。

譲受人は大竹市東栄一丁目の〇〇 〇〇さん。譲渡人は、有限会社〇〇、〇〇 〇〇さんです。届出地は、東栄一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は、7.47㎡、同じく東栄一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は2.49㎡。合わせて2筆の合計面積が9.96㎡になります。転用目的は、宅地の一部にするためです。申請地は今年1月の第1回農業委員会総会でご報告しました転用地の一部です。この農地を共同住宅にするため造成していたところ、隣接地に住居を構える譲受人の〇〇さんが宅地を広げるため、譲渡人に売買の相談をしたところ、このたび譲り渡しの話がまとまったと聞いています。場所は、東栄一丁目の県営東栄住宅1号棟北側敷地沿いになります。申請地周辺は道路と住宅に囲まれております。地区担当委員さんが都合が悪かったため、隣接地区担当委員さんに現地調査をお願いしました。委員さんからも、周辺農地に特に支障はないというご意見をいただいております。どちらも3月16日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位3についてご説明いたします。議案書は29ページ、地図は33ページをご覧ください。

譲受人は大竹市玖波八丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、大竹市玖波七丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、玖波八丁目〇〇番〇〇、面積は167.12㎡です。登記

地目は、宅地ですが、現況は野菜や果樹など植えられた畑となっております。転用目的は届出地の隣地が譲受人の宅地であり、宅地を拡張するためです。なお、こちらは、現況が畑であるために、所有権移転の際に農地法上の届出が必要とされたものです。申請地の場所ですが、玖波海望園の団地の一画となります。周辺は三方が宅地で住宅建築されており、一方は道路です。地区担当委員さんからも、住宅地の中であり、転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。4月7日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。